

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などではできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

インドネシア共和国

財務省

写し

知的財産権侵害物品または知的財産権侵害疑義物品である輸入品または輸出品の
取締りにおける、登録、停止、担保、一時差止、監視および評価に関する

2018年4月インドネシア共和国財務大臣規則第40号

PMK.04/2018

唯一なる神の御身において

インドネシア共和国財務大臣は、

2017年の知的財産権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りに関する政令第20号第5条(7)項および第19条(4)項の実施細則として、知的財産権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りにおける、登録、停止、担保、一時差止、監視および評価に関する財務大臣規則を制定する必要があること

に鑑み、

知的財産権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りに関する2017年政令第20号（2017年インドネシア共和国官報第108号、官報追記第6059号）

に基づき、

知的財産権侵害物品および侵害疑義物品である輸入品または輸出品の取締りにおける、登録、停止、担保、一時差止、監視および評価に関する財務大臣規則を定める。

第一章

総則

第1条

本規則内において、

1. 税関法とは、1995年第10号税関法および2006年第17号の1995年第10号税関法改正法をいう。
2. 知的財産権（以下、「知財権」という）とは、法規に基づき、国家により付与される排他的な権利をいう。
3. 輸入とは、関税領域内に物品を持ち込む行為をいう。
4. 輸出とは、関税領域から物品を持ち出す行為をいう。
5. 税関領域とは、海港、空港および物品の通行のために設定されたその他の場所における、完全に税関総局の監視下にある一定の境界内にある区域をいう。
6. 一時差止（以下、「差止」という）とは、知財権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品又は輸出品を、税関領域から持ち出すことを一時的に保留することをいう。
7. 物品の停止（以下、「停止」という）とは、税関義務が果たされるまで、輸入品または輸出品の出荷、積載および輸送を保留する行政措置をいう。
8. 権利所有者または権利保有者とは、知的財産権分野の法規に基づき、インドネシアにおいて保護される知財権の所有者または保持者をいう。
9. 税関職員とは、税関法に基づき、特定の職務を遂行するために特定の職位に任じられた税関総局の職員をいう。
10. 税関とは、税関総局の配下であり、税関法に基づき税関手続き義務を負う機関をいう。
11. 裁判所とは、当該税関領域を管轄地域に有する地方裁判所にある商務裁判所をいう。
12. 人とは、自然人または事業体をいう。
13. 知財権における担保（以下、「担保」という）とは、停止または差止によって生じる全費用の支払いに使用される保証をいう。
14. 保証人とは、税関の命令に基づく取扱費用の支払いのために、担保請求を行う者に対し保証を発行する者をいう。
15. 調査員とは、権利保有者および権利保有者が提示する商標および著作権などの物品の真偽性について理解し判断する能力を有する者をいう。
16. アプリケーションシステムとは、知財権を監視するために税関総局によって使用されるコンピューターのアプリケーションシステムをいう。
17. 登録（Recordation）とは、税関総局の税関データベース内に知財権情報を入力することをいう。
18. 局長とは、税関総局にて知財権分野の監視の任務および機能を遂行する者をいう。

第2条

税関職員の権限による輸出入物品の取締りは、税関総局登録システムに登録(Recordation)され、且つこれに反する商標権または著作権などの知財権侵害物品または侵害疑義物品に対して行われる。

第二章

知財権の登録(Recordation)

第一部

申請

第3条

- (1) 商標権および/または著作権の権利所有者または権利保有者は、書面により商標権および著作権などの知財権データの登録(Recordation)を局長に対して申請することができる。
- (2) 上記(1)項に定める登録(Recordation)申請は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Aの様式に則って、商標権または著作権の登録(Recordation)申請用紙への記入によってなされる。
- (3) 上記(1)項に定める権利所有者または権利保有者は、税関総局の登録(Recordation)システムに登録(Recordation)される予定の物品の商標や著作権について理解している調査員を指名しなければならない。
- (4) 上記(3)項に定める調査員は、以下の事柄について理解していなければならない。
 - a. 知財権の商標に関する場合は、商標、商品、商品名、製品の外観、包装、流通ルート、マーケティング、および当該地域に流通する製品の数などの製品の真正性に関する特徴；および/または
 - b. 知財権の著作権申請に関する場合は、科学、芸術、文学分野における著作物の特徴または仕様、あるいは当該著作物の隣接権利に関すること。
- (5) 上記(2)項に定める申請は、インドネシアに所在する事業体である権利所有者または権利保有者によって提出され、かつ以下の添付を要する：
 - a. 会社設立証書および最新の変更事項の写し；
 - b. 会社の納税者基本番号(NPWP)の写し；
 - c. 商業許可証(SIUP)または会社登録証(TDP)の写し；
 - d. 居住証明書の写し；および
 - e. 知財権の商標データに関する登録(Recordation)申請の場合は、以下の添付を要する：

1. 法務人権省知的財産権総局によって発行された商標登録証の写し；
 2. 商標、商品、商品名、製品の外観、包装、流通ルート、マーケティングおよび当該地域に流通する製品の数などの真正性に関する特徴についてのデータ；
 3. 権利所有者または権利保有者からの、登録（Recordation）申請する商標を所有していること、および登録（Recordation）によって生じる全ての結果に対する責任を負うことについての誓約書；
 4. 商標権の移転がなされた場合は、権利移転の証拠；
 5. 税関総局の登録（Recordation）システムに手続きされる商標の商品を輸入または輸出する権利を付与された者のデータ；および
 6. 税関職員が登録（Recordation）に要するその他のデータ；または
- f. 知財権の著作権データに関する登録（Recordation）申請の場合は、以下の添付を要する：
1. 法務人権省知的財産権総局によって発行された著作物の登録／記録証の写し；
 2. 権利所有者または権利保有者からの、登録（Recordation）申請する著作権を所有していること、および登録（Recordation）によって生じる全ての結果に対する責任を負うことについての誓約書；
 3. 著作権の移転がなされた場合は、権利移転の証拠；
 4. 税関総局の登録（Recordation）システムに手続きされる著作権の商品の輸出入および/または増産するための権利を付与された者のデータ；および
 5. 税関職員が登録（Recordation）に要するその他のデータ。
- (6) 上記(5)e.3項およびf.2項に定める権利所有者または権利保有者からの責任を負う旨の誓約書は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Bの様式に則って作成する。

第二部

調査

第4条

- (1) 第3条(5)項に定める申請に対し、税関職員は形式的小よび実質的方法にて調査を行う。
- (2) 上記(1)項に定める形式的調査とは、以下の調査をいう。
 - a. 第3条(1)項に定める申請書内容の完備性；および
 - b. 第3条(5)項に定める申請添付書類内容の完備性。
- (3) 上記(1)項に定める実質的調査とは、以下の調査をいう。
 - a. 第3条(1)項に定める申請書の情報と第3条(5)項に定める添付書類の情報の適合性；
 - b. 第3条(1)項に定める申請書の情報と法務人権省知的財産権総局に登録されてい

- る商標および著作権データの適合性；および
- c. 権利所有者または権利保有者、および/または調査員の説明および面接結果。

第5条

- (1) 第4条(1)項に定める登録（Recordation）申請の調査にあたって、税関職員は、知財権データの検証のため、政府機関および/またはその他の関連機関と協働することができる。
- (2) 上記(1)項に定める協働は、電子データおよび/または非電子データを用いて行うことができる。

第三部

許可または却下

第6条

- (1) 第4条(1)項に定める調査結果に基づき、局長は申請の正式受理後遅くとも30日以内に許可または却下する。
- (2) 第4条(2)項に定める形式的調査の結果が要件を満たさなかった場合、第3条(2)項に定める登録（Recordation）申請は、修正および/または完備のため、商標権または著作権の権利所有者または権利保有者へ戻される。
- (3) 第4条(3)項に定める実質的調査の結果が要件を満たさなかった場合、局長は、商標権または著作権の権利所有者または権利保有者に対し、却下理由と共に、却下を通知する。
- (4) 申請が許可された場合、局長は、商標権および著作権などの知財権データの登録（Recordation）許可証を発行し、税関職員は税関総局知財権登録（Recordation）システムへの登録（Recordation）をする。
- (5) 上記(4)項に定める許可証は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Cの様式に則って作成される。
- (6) 上記(3)項に定める却下通知は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Dの様式に則って作成される。

第7条

- (1) 税関総局知財権登録（Recordation）システムにおける商標および著作権の知財権データの登録（Recordation）は、許可日から最長1年間有効であり、延長することもできる。
- (2) 上記(1)項に定める登録（Recordation）は、本大臣規則と不可分一体の附属書Eの様式に則って作成され、権利所有者または権利保有者によって提出される申請書に基づいて、延長することができる。
- (3) 上記(2)項に定める申請は、遅くとも登録（Recordation）有効期間終了30日前に局長へ

提出されるものとする。

- (4) 権利所有者または権利保有者が、上記(2)項に定める商標権および著作権などの知財権データを税関総局知財権登録(Recordation)システムへ登録(Recordation)するための延長申請を行わない場合、権利所有者または権利保有者は、第3条(1)項に定める申請を新たに行わなければならない。
- (5) 登録(Recordation)延長に際し、税関総局知財登録(Recordation)システムのデータに変更がない場合、上記(3)項に定める申請内容につき真正調査がなされる。
- (6) 上記(2)項に定める延長申請に対して、局長は申請書の受理後遅くとも30日以内に、税関総局登録(Recordation)システムへの登録(Recordation)延長の許可または却下をする。
- (7) 上記(6)項に定める登録(Recordation)延長許可は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Fの様式に則って作成される。
- (8) 上記(6)項に定める登録(Recordation)延長却下は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Gの様式に則って作成される。

第8条

- (1) 権利所有者または権利保有者は、税関総局登録(Recordation)システムへ登録(Recordation)されている商標権または著作権などの知財権データのいかなる変更についても、これを局長へ知らせなければならない。
- (2) 上記(1)項に定める登録(Recordation)データの変更は、アプリケーションシステムを通じて、書面および/または電子メールによって提出される。
- (3) 税関職員は、商標権または著作権の登録(Recordation)データの変更について検証を行い、関連する機関または関係者と協働することができる。
- (4) 上記(3)項に定める検証結果に基づき、税関職員は、データ変更申請の正式受理後最長30日以内に許可または却下する。
- (5) 上記(4)項に定める検証結果が要件を満たす場合、税関職員は登録(Recordation)データの変更を許可する。
- (6) 上記(4)項に定める検証結果が要件を満たさない場合、税関職員は登録(Recordation)データの変更を却下する。
- (7) 上記(1)項に定める登録(Recordation)データの変更は、第7条(1)項に定める登録(Recordation)許可の有効期間に変更をもたらさない。
- (8) 調査員のデータについて変更がなされる場合は、変更後の調査員は、税関職員に対する説明を行い、税関職員による面接を受けなければならない。
- (9) データ変更申請書、データ変更申請許可証またはデータ変更申請却下通知は、本大臣規則と不可分一体の附属文書H、IおよびJの様式に則って作成される。

第9条

権利所有者または権利保有者は、税関総局登録（Recordation）システムに記録された商標権および/または著作権などの知財権データの登録（Recordation）取消の申請を、第7条(1)項に定める登録（Recordation）期間終了前に、局長へ提出することができる。

第三章

停止

第10条

- (1) 税関職員は、知財権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品に対して、十分な証拠に基づき、停止を行うことができる。
- (2) 上記(1)項に定める十分な証拠は、税関総局知財権登録（Recordation）システムの情報に基づいて、税関検査または情報分析によって税関職員が入手する。
- (3) 上記(2)項に定める十分な証拠は、停止を実施するために監視をする税関職員に対し提供される。
- (4) 上記(2)項に定める情報分析結果は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Kの様式に則って作成される。
- (5) 知財権侵害の疑いが発見された場合、監視をする税関職員は、アプリケーションシステムおよび/または電子メールを通じて、権利所有者または権利保有者に対し、本大臣規則と不可分一体の附属文書Lの様式に則って作成された通知書を出す。

第11条

- (1) 第10条(5)項に定める通知に対し、権利所有者または権利保有者は、アプリケーションシステムおよび/または電子メールによる通知日から2日以内に、知財権侵害物品または侵害疑義物品の監視をする税関の税関職員へ確認の通知をしなければならない。
- (2) 上記(1)項に定める確認は、以下のための確認である。
 - a. 裁判所への差止命令の申立をする；または
 - b. 裁判所への差止命令の申立をしない。
- (3) 権利所有者または権利保有者が、上記(2)a項に定める確認の通達をする場合、
 - a. 権利所有者または権利保有者は、確認から遅くとも4営業日以内に：
 1. 銀行保証または保険会社保証の形で、取扱費の担保として1億ルピアを税関職員に供託しなければならない；
 2. 裁判所長官への申請を通して差止申立書を提出しなければならない；および
 3. 差止申立を提出した証拠を、ハードコピーの形および/またはアプリケーション

ンシステムまたは電子メールを通じて、税関職員へ渡さなければならない
かつ、

b. 監視をする税関職員は：

1. 商標および/または著作権などの知財権侵害または侵害疑義のある輸入品または輸出品の停止を実施することができる；および
2. 裁判所長官への申請による差止申立の要件を満たすために、商標および/または著作権などの知財権侵害または侵害疑義のある輸入品または輸出品について、権利所有者または権利保有者に対し概要を説明することができる。

(4) 権利所有者または権利保有者が、商標権および/または著作権などの知財権侵害物品および侵害疑義物品に関し：

a. 上記(1)項に定める期間内に確認を行わない；または

b. 上記(2)b項に定める裁判所への差止命令申立をしない旨の確認を行った

場合は、通関分野における法律の規定に則って解決されるものとする。

第12条

(1) 監視をする税関職員は、第11条(3)a1項に定める担保受領証拠の写しを受け取った場合、第11(3)b2項に定める概要説明を行うことができる。

(2) 上記(1)項に定める概要は、少なくとも以下についての情報を含む

- a. 船荷証券番号または航空運送状番号；
- b. 輸送施設番号；
- c. 輸入者/輸出者；
- d. サプライヤー名；
- e. 原産国；
- f. 仕向港；
- g. 商品説明；
- h. 貨物の種類と番号；
- i. 課税価格；
- j. 仕出地。

(3) 上記(2)項に定める概要は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Mの様式に則って作成される。

第四章

担保

第一部

担保の供託

第13条

- (1) 第11条(3) a 1 項に定める担保の供託は、知財権侵害物品または侵害疑義物品である輸入品または輸出品を通関する税関にて会計業務を担当する税関職員に対し、銀行保証または保険会社保証の形で行われる。
- (2) 上記(1)項に定める担保の期間は、(提供担保の)発行日から60日間である。
- (3) 上記(1)項に定める担保の受理をうけて、会計分野の任務および機能を遂行する税関職員は、以下に対し調査を行う：
 - a. 形式および内容；
 - b. 金額；
 - c. 担保期間；および
 - d. 第11条(3)a項に定める担保提供期間。
- (4) 会計分野の任務および機能を遂行する税関職員は、保証人に対し、遅くとも3営業日以内に、口頭および/または本大臣規則と不可分一体の附属文書Nの様式に則って作成された担保発行確認書の発送という書面による担保発行の確認を行う。
- (5) 上記(4)項に定める担保確認依頼を受領した保証人は、口頭および/または書面にて担保確認依頼の受領日から遅くとも2営業日以内に回答する義務を負う。
- (6) 上記(3)項に定める調査結果および上記(4)項に定める確認結果が：
 - a. 適合しているとみなされた場合、会計分野の任務および機能を遂行する税関職員は担保受理証明を発行する；または
 - b. 適合していないとみなされた場合、会計分野の任務および機能を遂行する税関職員は、担保を権利所有者または権利保有者、および/または代理人へ返還する。
- (7) 上記(6)項に定める担保受理証明は、以下に対し送達される：
 - a. 権利所有者または権利保有者、および/または代理人；および
 - b. 監視をする税関職員。
- (8) 担保の変更や追加の手順、並びに担保受理証明の書式は、税関制度における担保に関する法律の規定に従ってなされるものとする。

第二部

担保請求

第14条

- (1) 輸入者および/または輸出者からの申請に基づき、会計分野の任務および機能を遂行する税関職員は、第11条(3)a 1 項に定める担保について、保証人に対し担保請求をする。

- (2) 上記(1)項に定める担保請求を申請する輸入者および/または輸出者は、提示する取扱費用の証拠および口座番号を証明するものを添付するものとする。
- (3) 上記(1)項に定める担保請求は、以下の場合になされる。
 - a. 知財権侵害物品または侵害疑義物品に対する停止および差止において、取扱費用の請求を受けた；および/または
 - b. 権利所有者または権利保有者が、知財権侵害物品または侵害疑義物品の停止および差止の結果生じた取扱費用の支払いをしない、または支払額が足りない。
- (4) 担保請求の期限は、第13条(2)項に定める担保期間の終了から30日である。
- (5) 上記(1)項に定める担保請求は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Oの様式に則って作成されるものとする。

第15条

- (1) 第13条(4)項に定める保証人は、会計分野の任務および機能を遂行する税関職員が発行する担保精算書を受領した日から遅くとも5営業日以内に、担保を精算しなければならない。
- (2) 担保精算書に従って、第13条(4)項に定める保証人は、担保清算金を担保精算書にて示された口座番号へ支払わなければならない。
- (3) 上記(2)項に定める支払の結果、残金がある場合、保証人は担保精算金の残金を権利所有者または権利保有者に返還する。
- (4) 担保精算金の額が、停止および差止の結果生じた取扱費用の支払いに不足する場合、権利所有者または権利保有者は、第14条(4)項に定める期間内に取扱費用の不足分を完済する義務を負う。
- (5) 上記(2)項に定める担保精算書に示されている口座番号へ担保清算金を支払うにあたって、第13条(4)項に定める保証人は、会計分野の任務および機能を遂行する税関職員に対し書面にて知らせる。
- (6) もし、第13条(4)項に定める保証人が、第14条(4)項に定める担保請求期限日までに担保請求書を受領しなかった場合、会計分野の任務および機能を遂行する税関職員の担保請求権は、停止および差止の結果生じた全ての取扱費用の請求に対する権利所有者または権利保有者の義務を消滅させることなく、法の下において無効となる。
- (7) 上記(1)項に定める担保精算書は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Pの様式に則って作成される。

第五章

差止および取扱費用

物理的検査

第一部

差止申立および差止決定

第16条

権利所有者または権利保有者、および/または代理人は、第10条(5)項に定める税関職員の通知に基づいて、裁判所へ知財権侵害物品または侵害疑義物品の輸入品または輸出品に対する差止申立を提出することができる。

第17条

- (1) 第16条に定める差止申立は、権利所有者または権利保有者から裁判所長官へ提出される。
- (2) 上記(1)項に定める差止申立は、知財権侵害物品または侵害疑義物品の輸出入手続きが行われる税関地区の裁判管轄を有する裁判所の長官へ提出される。

第18条

裁判所における差止申請、検査および決定の手続きに関する規則は、一時的差止命令に関する法律の規定と整合するものとする。

第二部

差止の実施

第19条

- (1) 裁判所からの差止命令決定に基づき、監視をする税関職員は、
 - a. 差止命令の決定を、差止命令決定後遅くとも1日以内に以下に対し通達する：
 1. 輸入者および/または輸出者；
 2. 権利所有者または権利保有者；および
 3. 知的財産権総局、
 - b. 第10条に定める停止を取りやめ；および
 - c. 差止命令決定の受領日から差止を実施する。
- (2) 上記(1)a項に定める通達は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Qの様式に則って作成される。

第20条

- (1) 第19条c項に定める差止の下にある輸入品または輸出品の検査は、税関職員によって発行される検査計画に基づいて実施される。
- (2) 第19条c項に定める差止の下にある輸入品または輸出品の検査を実施するにあたり、権利

所有者または権利保有者、および/または代理人は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Rの様式に則って作成された検査計画申請書を税関職員へ提出する。

- (3) 上記(2)項に定める検査計画申請書は、差止命令の決定が税関職員によって受理された日から遅くとも2営業日以内に提出されなければならない。
- (4) 上記(2)項に定める申請に基づいて、税関職員は以下の項目の情報を含む検査計画を発行する：
 - a. 裁判所からの差止命令決定に従って検査される商品；
 - b. 物理的検査をする職員；
 - c. 物理的検査の実施場所；および
 - d. 物理的検査の日付および期間。
- (5) 上記(4)項に定める検査計画は、輸入者および/または輸出者へ通知され、以下に対しても写しが通知される：
 - a. 権利所有者または権利保有者、および/または代理人；
 - b. 法務人権省知的財産権総局；
 - c. 差止命令決定を発行した裁判所；および
 - d. 暫定保管エリア業者、保税物流センター運営者、保税物流センター業者、または保税物流センター運営者を兼任する業者。
- (6) 上記(5)d項に定める検査計画の写しを受領した暫定保管エリア業者、保税物流センター運営者、保税物流センター業者、または保税物流センター運営者を兼任する業者は、物理的検査がなされる物品の準備をする。
- (7) 上記(1)項に定める差止の下にある知財権侵害物品または侵害疑義物品の物理的検査は、権利所有者または権利保有者および以下の者と共に実施される：
 - a. 税関職員；
 - b. 裁判所からの代表者；
 - c. 知的財産権総局からの代表者；および
 - d. 当該物品の輸入者/輸出者/所有者および/または代理人。
- (8) 上記(7)項に定める権利所有者または権利保有者は、物品検査への立会のため調査員を指名することができる。
- (9) 上記(7)d項に定める当該商品の輸入者/輸出者/所有者および/または代理人が検査に参加しない場合でも、検査は実施されるものとする。
- (10) 権利所有者または権利保有者は、物理的検査の実施によって生じるすべての結果に対し責任を負う。
- (11) 上記(4)項に定める検査計画の通知書は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Sの様式に則って作成される。

第三部 差止期間

第21条

- (1) 税関職員は、差止命令または差止決定が受理された日から10営業日以内に差止を実施する。
- (2) 権利所有者または権利保有者は、1回に限り、10営業日の差止期間の延長要請を提出することができる。
- (3) 上記(2)項に定める差止延長申請は、差止申請がなされた裁判所長官に対して提出されるものとする。

第22条

- (1) 税関職員は、以下の場合、差止を取り止める：
 - a. 第21条に定める差止期間の終了した場合；
 - b. 第21条(2)項に定める差止の延長が裁判所によって認められ、その延長期間が終了した場合；
 - c. 差止終了の決定命令を裁判所から受理した場合；または
 - d. 法的措置または知財権侵害疑義に対するその他の措置があった場合。
- (2) 上記(1)a、b、c項に定める差止終了は、税関分野の法規定に基づいた輸入および輸出の手続に沿ってなされるものとする。
- (3) 上記(1)d項に定める法的措置は、以下をいう。
 - a. 刑事規定に基づく法的措置として捜査官に引き渡されること；または
 - b. 権利所有者または権利保有者が差止された貨物の保全を訴えおよび/または申請した場合に、(当該事案が)裁判所の執行官に引き継がれること。
- (4) 上記(1)d項に定める他の措置には、裁判所外での法律の規定に則った紛争解決がある。

第23条

- (1) 特定の状況下において、貨物の輸入者、輸出者、または所有者は、税関職員に対して書面での差止終了を命ずるよう、裁判所長官に申請することができる。
- (2) 上記(1)項に定める特定の状況とは以下をいう：
 - a. (貨物が)長期間保管できない性質のものである；
 - b. (貨物が)危険なものである；および/または
 - c. 管理に高額な費用が要する。
- (3) 上記(1)項に定める差止終了申請を提出した貨物の輸入者、輸出者、または所有者は、差止終了によって生じるすべての費用を負担する義務を負う。

- (4) 上記(1)項に定める差止終了は、税関に関する法規定に基づく義務を無くすものではない。
- (5) 上記(1)項に定める差止終了申請は、職務執行する目的において、税関職員が担保の引渡し無しに裁判所長官に提出することもできる。

第四部 取扱費用

第24条

- (1) 権利所有者または権利保有者は、知財権侵害物品または侵害疑義物品の停止や差止に伴う全ての取扱費用について責任を負う。
- (2) 上記(1)項に定める取扱費用は以下をいう：
- a. 審査費用；
 - b. 分解費用；
 - c. 在庫費用；
 - d. 輸送費用；
 - e. コンテナレンタルの費用；および/または
 - f. その他の費用

上記には、裁判所からの差止命令決定に伴う費用は含まれない。

- (3) 裁判所へ差止申請を提出し且つその確認を通知した権利所有者または権利保有者は、たとえ差止申請が裁判所によって却下されても、(貨物の)停止の過程において生じる取扱費用についての責任を負う。

第六章 監視および評価

第25条

- (1) 税関職員は、税関総局知財権登録(Recordation)システムにあるデータについて、少なくとも1年に1回、監視および評価をする。
- (2) 上記(1)項に定める監視および評価を行うため、税関職員は、現場視察をすることができる。
- (3) 監視および評価結果に基づき、第6条(4)項に定める登録(Recordation)許可は、以下の場合、取り消されることになる。
- a. 権利所有者または権利保有者が、第7条(1)項に定める期間内におけるそれぞれ異なる3回の停止について、税関職員から出される知財権侵害物品または侵害疑義物

- 品貨物の停止の通知に対する確認を行わなかった；
- b. 権利所有者または権利保有者が、第7条(1)項に定める登録(Recordation)更新をしなかった；
 - c. 権利所有者または権利保有者が、第8条(1)項に定める商標権または著作権の情報変更に伴う(登録システム内の)データ変更手続きをしなかった；
 - d. 権利所有者または権利保有者が、第11条(3)a1項に定める担保を供託しなかった；
 - e. 権利所有者または権利保有者が、第15条(4)項に定める取扱費の不足分を支払わなかった；
 - f. 権利所有者または権利保有者、および/または調査員が、第20条(7)項に定める物理的検査に参加しなかった場合；
 - g. 商標権および/または著作権の所有権に変更があった；または
 - h. 現場視察の結果と登録(Recordation)データの間不一致があった。
- (4) 上記(3)項に定める取消は、本大臣規則と不可分一体の附属文書Tの様式に則って作成され、権利所有者または権利保有者に対し通知される。

第26条

- (1) 差止決定は、商業目的以外の以下に対しては行われたいものとする：
- a. 乗客の持ち物；
 - b. 輸送機関乗務員；
 - c. 国境を往来する者；
 - d. 郵便または宅配サービスによる輸送貨物。
- (2) 上記(1)項に定める輸入の判断基準に関する決定は、乗客、輸送機関乗務員、国境を往来する者および郵便物について定める財務大臣規則に基づいて行われるものとする。

第七章 最終規定

第27条

本大臣規則は、公布の日から60日後に施行される。

全ての者に知らしめるため、本大臣規則の制定についてインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定

2018年4月13日

インドネシア共和国財務大臣

(署名)

Sri Mulyani Indrawati

ジャカルタにて公布

2018年4月16日

法規総局長

法務人権省

インドネシア共和国

(署名)

Widodo Ekatjahjana

インドネシア共和国官報2018年521号

写しは原本と一致する。

総務部長

事務代理

省内事務課長

(署名)

Arif Bintarto Yuwono

公務員番号 19710912 199703 1 001